

吉崎市妊娠・出産のための交通費宿泊費助成事業について

市外での妊婦健診と分娩において、交通費と宿泊費の一部助成を行います

【助成の対象者】

以下のいずれにも該当する方

- (1) 吉崎市に住所がある方
- (2) 医療的な理由で市外の分娩取り扱い施設での健診や分娩が必要と医師から判断された方
- (3) 他の市区町村から同様の助成を受けていない方



【対象となるもの】

※国境離島島民割引の額を上限とする。

- (1) 交通費
 - ・ 吉崎市母子保健健康診査事業の対象となる健診分の海上航空交通費（往復分）
 - ・ 分娩時の海上航空交通費（往復分）
- (2) 宿泊費
 - ・ 医師により分娩前に医療機関近くでの待機が必要と判断された場合の宿泊費（最大14泊分まで）

【必要書類】

- (1) 吉崎市妊娠・出産のための交通費宿泊費助成金交付申請書兼請求書
〈申請者が記入〉
- (2) 吉崎市妊娠・出産のための交通費宿泊費助成証明書〈医療機関が記入〉
- (3) 海上航空交通費の支払額が確認できる領収書 ※搭乗日が記載されたもの
- (4) 宿泊費の支払額が確認できる領収書 ※宿泊日が記載されたもの
- (5) 振込先口座の通帳

※(3)(4)領収書がないもの、日付が記載されていない領収書は支給対象外となります。

【助成の内容】 ※下記証明書の文書料の費用は助成対象外となります。

- ★ 交通費：海上航空交通運賃（国境離島運賃を適用した額を上限）
※市外での妊婦健診・分娩が必要であるという医師の証明書が必要。
- ★ 宿泊費：分娩前の市外待機期間の宿泊費
1泊あたりの金額（1万円を上限）から1泊あたりの自己負担額2,000円を引いた宿泊費
※ $\frac{\text{合計宿泊費}}{\text{泊数}} = \text{1泊あたりの金額}$ で計算（1円以下切り捨て）
※ 待機宿泊が必要であるという医師の証明書が必要。

【申請方法】

- ・分娩後、全ての交通費・宿泊費をまとめて窓口で申請されてください。
- ・一括の申請となりますので、医師の証明書、各種領収書等は大切に保管され、お持ちください。又、領収書がないものは、支給対象となりませんのでご注意ください。

※申請書の提出期限は分娩した日から2年以内となります。

〈必要書類〉

- ・交通費、宿泊費助成に必要な医師の証明書
- ・交通費、宿泊費の領収書
- ・母子健康手帳の写し
- ・通帳の写し等

※申請後、市外医療機関受診歴との照合等、確認に時間を要しますので、交付決定は2～3か月後となりますのでご了承ください。



【受付窓口・問い合わせ先】

〒811-5392 香岐市芦辺町芦辺浦 562 番地

香岐市こども家庭センターいきいろ

電話番号：0920-45-1181

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ★土日、祝日を除く